（構造計算適合判定資格者の登録の申請）

第十条の十五の四　法第七十七条の六十六第一項の規定によつて構造計算適合判定資格者の登録を受けようとする者は、別記第六十号の二様式による登録申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　本籍の記載のある住民票の写し

（削る）

二　（略）

三　その他参考となる事項を記載した書類

（準用）

第十条の十五の六　第十条の八、第十条の九の二から第十条の十五の二までの規定は、構造計算適合判定資格者の登録及びその変更について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十条の八第一項		第十条の十五の四
	別記第五十二号様式	別記第六十号の三様式
第十条の九の二	確認検査	構造計算適合性判定
（略）		
第十条の十一第一項	別記第五十四号様式	別記第六十号の五様式
第十条の十一の二	確認検査	構造計算適合性判定
第十条の十二第一号	別記第五十五号様式	別記第六十号の六様式
（削る）		
第十条の十二第二号	別記第五十六号様式	別記第六十号の七様式
第十条の十二第三号	別記第五十七号様式	別記第六十号の八様式
第十条の十二第四号	別記第五十八号様式	別記第六十号の九様式
第十条の十二第五号	別記第五十九号様式	別記第六十号の十様式
（略）		

（権限の委任）

第十二条　法（第六条の二第一項（第八十七条第一項、第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、第七条の二第一項（第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、第十八条の二第一項並びに第四章の二第二節及び第三節を除く。）、令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第五号から第八号までに掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一～十五　（略）

（構造計算適合判定資格者の登録の申請）

第十条の十五の四　法第七十七条の六十六第一項の規定によつて構造計算適合判定資格者の登録を受けようとする者は、別記第六十号の二様式による登録申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　戸籍謄本又は戸籍抄本

二　登記事項証明書

三　（略）

（新設）

（準用）

第十条の十五の六　第十条の八、第十条の十から第十条の十五の二までの規定は、構造計算適合判定資格者の登録及びその変更について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十条の八第一項		第十条の十五の四
	別記第五十二号様式	別記第六十号の三様式
（新設）		
（略）		
第十条の十一第一項	別記第五十四号様式	別記第六十号の五様式
（新設）		
第十条の十二第一号	別記第五十五号様式	別記第六十号の六様式
第十条の十二第二号	別記第五十六号様式	別記第六十号の七様式
第十条の十二第三号	別記第五十七号様式	別記第六十号の八様式
第十条の十二第四号	別記第五十八号様式	別記第六十号の九様式
第十条の十二第五号	別記第五十九号様式	別記第六十号の十様式
（新設）		
（略）		

（権限の委任）

第十二条　法（第六条の二第一項（第八十七条第一項、第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、第七条の二第一項（第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、第十八条の二第一項並びに第四章の二第二節及び第三節を除く。）、令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第五号から第八号までに掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一～十五　（略）